

令和6年度

町民税 県民税 特別徴収に関するつづり

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

長 泉 町 役 場

税務課 住民税チーム

【市町村コード 223425】

電 話：055-989-5506(直通)

FAX：055-989-5585

※お問い合わせの際は**指定番号**（税額通知書に記載の7桁の番号）をお伝えください。

※このつづりに綴られている様式（目次⑦～⑨）は長泉町ホームページにも掲載してあります。不足した場合は、印刷してご利用ください。

長泉町 各課申請書一覧

検索

→“税務課”の各種様式の中から必要な申請書を選び、ダウンロードしてお使いください。

特別徴収義務者の指定について

町民税・県民税特別徴収事務につきましては、平素格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条第1項、同法第321条の4第1項及び長泉町税条例第45条の規定に基づき、今年度の町民税・県民税の特別徴収義務者として指定しましたので、特別徴収事務取扱い要領に十分ご注意のうえ、特別徴収事務を行なってくださるようお願いいたします。

なお、通知書に記載されている納税者の氏名・住所は、通知書発行日現在、住民基本台帳に登録されているとおりです。

特別徴収事務取扱い要領

1 特別徴収とは？

- ・特別徴収とは、給与の支払を受ける人（従業員）に賦課された町・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて、特別徴収義務者に指定された事業所が月々の給与を支払う際に徴収（天引き）し、納入する制度です。
- ・特別徴収義務者とは事業所のことを、納税義務者とは従業員のことを指します。

2 月割額の徴収と納入

「町民税・県民税の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」にある各納税者の月割額6月分（第1回目）を6月に支払う給与から徴収し、7月分から翌年5月分までの月割額は毎月給与を支払う際に徴収してください。徴収した月割額は、**翌月の10日（10日が日曜日または祝祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日）までに**、「特別徴収納入書」により取扱い金融機関、または「eLTAX電子納税」（5ページ記載）にて納入してください。

3 特別徴収税額の変更

従業員個人の所得金額や控除額の変更により、特別徴収税額が変更する場合があります。変更があった場合は「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、変更された月割額により徴収してください。

4 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について

- 納税者に退職、転勤等の異動があった場合は、異動があった日の翌月10日までに「異動届出書」に該当事項を記入し、提出してください。
- 「異動届出書」の提出が遅れますと、納付状況が合わなくなり、督促状が発送される場合があります。また、当町の異動処理も遅れる結果、納税者（退職者・転勤者等）が一度に多額の町・県民税を納付しなければならない場合もありますので、遅滞なく提出していただくようお願いいたします。

- 非課税者についても、「異動届出書」を提出してください。
- 納税者の現在の住所が1月1日現在と異なる場合は、異動後の住所も記入してください。
- 「特別徴収義務者指定番号」欄には、「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された番号を記入してください。

（１）年度の途中で従業員が退職・休職等する場合

従業員が退職・休職等により給与の支払を受けなくなり、町・県民税を特別徴収することができなくなった場合は、残りの月割額を従業員個人に納付していただくか、最後に支払われる給与や退職手当等から一括徴収していただきます。

- ・残りの月割額を個人納付（普通徴収）に切り替える場合は、「異動届出書」を記入し、提出してください。（記入例は9ページです。）
- ・残りの月割額を一括徴収する場合は「異動届出書」を記入し、提出してください。（記入例は10ページです。）

※退職者の一括徴収についてのお願い

- ・6月～12月までの退職の場合には、退職者本人の了解を得て未徴収税額（翌年5月分まで）を一括徴収してください。
- ・1月～4月までの退職の場合には、退職者本人の希望にかかわらず、残税額（翌年5月分まで）を一括徴収して納入することが地方税法（第321条の5第2項）で義務付けられています。退職者に支払う最終の給与や退職手当等が、残税額より少ない場合を除いては、必ず一括徴収して下さるようお願いいたします。

（２）従業員が転勤・転職し、引き続き特別徴収を希望する場合

転勤・転職先の事業所を経由して「異動届出書」を提出してください。（記入例は11ページです。）

（３）年度の途中で従業員が入社等した場合

入社等により、特別徴収する従業員が増えた場合には、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を記入し、提出してください。（記入例は12ページです。）

5 所在地・名称等の変更がある場合

特別徴収義務者の所在地、名称等に変更が生じた場合は、20ページの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に所定の事項を記入し、提出してください。

6 退職所得等にかかる特別徴収について

退職所得等に対する町・県民税は所得税の場合と同様に、他の所得と区分して退職所得の支払われる際に、その支払者が税額を計算し納入していただくことになっています。

納入の際には、「納入済通知書」の退職所得分欄及び納入済通知書裏面の「納入申告書」に所定事項を記入の上、町・県民税の月割額を併せて、退職所得等を受ける年の1月1日現在の住所地である市町村へ翌月10日までに納入してください。

7 不服申立て

納税者は「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された事項について不服がある場合、通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

取扱い金融機関

(1) 次の金融機関の本店・支店

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
三島信用金庫
沼津信用金庫
静岡県労働金庫
富士伊豆農業協同組合

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

（ 東海4県（静岡・愛知・岐阜・三重）
以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用
する場合は、最初の納入の際に右の指定
通知書の日付・店名及び局名を記入のう
え、ゆうちょ銀行（郵便局）へ提出して
ください。）

(3) eLTAX電子納税

eLTAXを利用した電子納税とは、納税者がインターネット等を利用して、税金を電子的に納税する仕組みです。詳しくは、地方税共同機構HPをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

切り取り線

指 定 通 知 書

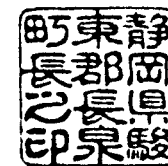
令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

店各店長 殿

郵便局長 殿

長泉町長



特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法 第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定したので通知します。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 口座番号 | 00800-2-960841 |
| 1. 加入者の名称 | 静岡県駿東郡長泉町会計管理者 |
| 1. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター |

町民税・県民税の算出方法

● 納 税 義 務 者

町民税・県民税は、1月1日現在住民基本台帳に登録されている方または長泉町に居住しているとみなされる方に課税し、その後年度途中で他市区町村へ転出されても一年間は長泉町への全額納付となります。

● 税 額 の 算 出 方 法

町民税・県民税は、所得割額と均等割額の合計額によって課税します。

- ① 総所得金額－所得控除＝課税標準額（千円未満切り捨て）
- ② 課税標準額×税率－税額控除額＝所得割額（百円未満切り捨て）

● 非 課 税 の 範 囲

- (1) 前年中、1月1日から12月31日の間に所得がなかった方。
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- (3) 障害者、未成年者（H18.1.3以降生）、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方。
- (4) 前年中の合計所得金額が38万円以下の方には、均等割を課さない。
- (5) 同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合、前年中の合計所得金額が28万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の数）＋268千円以下の方には、均等割を課さない。
- (6) 前年中の総所得金額等が45万円以下の方には、所得割を課さない。
- (7) 同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合、前年中の総所得金額等が35万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の数）＋42万円以下の方には、所得割を課さない。

● 所 得 割 の 調 整（地方税法附則第3条の3）

個人の町民税・県民税を次のとおり調整します。

同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合、35万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の数）＋42万円－（総所得金額－算出税額）を算出税額から除算します。

● 所得割の税率（総合課税分）

	町民税	県民税
税 率	6 %	4 %

● 均等割額

町 民 税	3,000円	県 民 税	1,400円
-------	--------	-------	--------

※県民税の1,400円のうち、400円は「森林づくり県民税」になります。

森林環境税(国税)	1,000円
-----------	--------

※森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度より森林環境税(国税)が課税されます。町民税・県民税の均等割とあわせて徴収されます。

● 所得税と町民税・県民税の所得控除の比較

控除の種類		所 得 税	町民税・県民税
雑 損		A 差引損失額－総所得金額の10% B 差引損失額のうち災害関連支出額－5万円 (A・Bのいずれか多い金額)	
医 療 費		最高 200万円	最高 200万円
社会保険料、小規模企業共済等掛金		全 額	
生命保険料		最高 120,000円	最高 70,000円
地震保険料		最高 50,000円	最高 25,000円
障 害 者	障害者1人につき	270,000円	260,000円
	特別障害者1人につき	400,000円	300,000円
	同居特別障害者の場合	750,000円	530,000円
寡 婦・ひとり親	ひとり親	350,000円	300,000円
	寡婦	270,000円	260,000円
勤 労 学 生		270,000円	260,000円
配 偶 者	一般	最高 380,000円	最高 330,000円
	老人(S29.1.1以前生)	最高 480,000円	最高 380,000円
配偶者特別		最高 380,000円	最高 330,000円
扶 養	一般(H20.1.1以前生)	380,000円	330,000円
	特定(H13.1.2～H17.1.1生)	630,000円	450,000円
	老人(S29.1.1以前生)	480,000円	380,000円
	同居老親等	580,000円	450,000円
基 礎	※所得2,400万円以下の場合	480,000円	430,000円

● 税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
※合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除の適用なし。

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基 礎 控 除	50,000円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
障 害 者 控 除	普通 10,000円 特別 100,000円 同居特別 220,000円	配偶者控 除	一般 50,000円 40,000円 20,000円 老人 100,000円 60,000円 30,000円
寡婦・ひとり親控除(父)	10,000円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満 50万円以上 55万円未満 50,000円 40,000円 20,000円 10,000円
ひとり親控除(母)	50,000円	扶 養 控 除	一般 50,000円 老人 100,000円
勤労学生控除	10,000円	特 定	180,000円 同居老親等 130,000円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一 般 330,000円 老 人 380,000円	220,000円 260,000円	110,000円 130,000円
配 偶 者 特 別 控 除	所 得 金 額 48万円超 95万円以下 330,000円 95万円超100万円以下 330,000円 100万円超105万円以下 310,000円 105万円超110万円以下 260,000円 110万円超115万円以下 210,000円 115万円超120万円以下 160,000円 120万円超125万円以下 110,000円 125万円超130万円以下 60,000円 130万円超133万円以下 30,000円	控 除 額 220,000円 220,000円 210,000円 180,000円 140,000円 110,000円 80,000円 40,000円 20,000円	110,000円 110,000円 110,000円 90,000円 70,000円 60,000円 40,000円 20,000円 10,000円

● 税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投 資	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
信 託 等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

● 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3／5	2／5

● 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
市町村民税	3／5	道府県民税	2／5

● 税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79 %
330万円超695万円以下	69.58 %
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

給与所得者異動届出書の記載例（普通徴収に切替え）

◎残税額を普通徴収（個人で納付する方法）に切替える場合は、下記のとおり記入してください。

現年度・新年度両方にかかる異動で、両年度で課税自治体異なる場合、お手数ですがこの届を両方の自治体にご提出ください。

例1 …… 6年10月31日退職の場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
6,200円	700円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円

(ア)

徴収済額 (イ) 2,700円

未徴収税額 (ウ) 3,500円（普通徴収に切替える額）

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
（あて先） 長泉町長あて 令和 6 年 11 月 7 日提出		（特別徴収義務者） 所 在 地 〒411- ×××× 長泉町中土狩×番地 フリガナ マルバツショウジ 氏名又は名称 ○×商事 株式会社 個 人 番 号 又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		特別徴収義務者番号 1234567 宛 名 番 号 9876543 担 連 所 属 当 絡 氏 名 ○○花子 者 先 電 話 055-989-○○○○ 内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ	シズ オカ イチ ロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名	静 岡 一 郎							
	生 年 月 日	昭和・平成 37 年 5 月 6 日			6 月から	11 月から	6 年	1 1. 退職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. そ の 他 (事由・理由)	3 1. 特別徴収継続
	個 人 番 号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1			10 月まで	5 月まで	10 月	右から番号を記入	右から番号を記入
	受給者番号						31 日		2. 一 括 徴 収
1 月 1 日現在の住所	〒411- ×××× 長泉町中土狩○番地		6,200 円		2,700 円	3,500 円		3. 普 通 徴 収 (本人納付)	
異 動 後 の 住 所	同上								

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を	
新 所	〒	所	月分（翌月 10 日納入期限分）から	
新 所 へ 移 入 する 月 分 に入 入 り 済 み で				

3. 普通徴収の場合

理 由	1 1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
-----	--	---------

給与所得者異動届出書の記載例（一括徴収）

◎残税額を一括徴収する場合は、下記のとおり記入してください。

例2……6年10月31日退職の場合 ※納付については、給与分と合算してください。

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
6,200円	700円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円

(ア) 徴収済額 (イ) 2,700円 未徴収税額 (ウ) 3,500円（一括徴収する額）

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(あて先) 長泉町長あて 令和 6 年 11 月 7 日提出		特別徴収義務者番号 1234567 宛 名 番 号 9876543 担 連 所 属 給与係 当 絡 氏 名 ○○花子 者 先 電 話 055-989-○○○○ 内線 ()		
(給与者) 長泉町中土狩×番地 フリガナ マルバツショウジ 氏名又は名称 ○×商事 株式会社 個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 6,200 円 (イ) 徴収済額 2,700 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 3,500 円 異 動 年 月 日 6 年 10 月 31 日 異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由) 異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号	新し
所	所	所	所

2. 一括徴収の場合

理 由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	10 月 18 日	3,500 円	11 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

給与所得者異動届出書の記載例（転勤）

◎転勤等で徴収する事業所を変更し、特別徴収を継続する場合は、下記のとおり記入してください。

例3……6年10月31日付で転勤した場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度											
(あて先) 長泉町長あて 令和 6 年 11 月 7 日提出		給与(特別徴収義務者)		所在地		〒411-××××											
		フリガナ		マルバツショウジ		特別徴収義務者番号		1234567									
		氏名又は名称		○×商事 株式会社		宛 名 番 号		9876543									
		個人番号又は法人番号		0123456789012		担連当者先		所 属 氏 名 電 話									
								←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		給与係 ○○花子 055-989-○○○○ 内線 ()							
給与所得者	フリガナ	シズ オカ		イチ ロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏 名	静 岡		一 郎				6 月から		11 月から		6 年		2		1. 特別徴収継続	
	生 年 月 日	昭和		平成 37 年 5 月 6 日				10 月まで		5 月まで		10 月		右から番号を記入		右から番号を記入	
	個人番号	012345678901										31 日				3. 普通徴収 (本人納付)	
	受給者番号																
	1 月 1 日現在の住所	〒411-××××		長泉町中土狩○番地		6,200 円		2,700 円		3,500 円							
異 動 後 の 住 所			同上														

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	1234567		新規		法人番号	9876543210987		新しい勤務先へは、月割額 500 円を	
	所在地	〒411-××××		長泉町東野△番地		担当者連絡先	所属		11 月分(翌月 10 日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ	バツバツコウギョウ				氏名	××花子		受給者番号	
	氏名又は名称	××工業 株式会社				電話	055-989-○○○○ 内線 ()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

転

勤

普通徴収から特別徴収への切替届出書の記載例

◎入社等により、残税額を事業所での徴収に切替える場合は、下記のとおり記入してください。

例4……6年10月1日に入社した場合

年税額	第1期分(7月1日納期限)	第2期分(9月2日納期限)	第3期分(10月31日納期限)	第4期分(1月31日納期限)
60,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円

(ア)

普通徴収済額(イ) 30,000円

未徴収税額(ウ) 30,000円

(特別徴収に切替える額)

普通徴収から特別徴収への切替届出書 (兼特別徴収義務者切替依頼書)

(あて先) 長泉町長あて		給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒411-XXXX 長泉町中土狩X番地	町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
令和5年10月1日 提出	フリガナ 名称		マルバツショウジ ○X商事株式会社	特別徴収義務者 指定番号	1234567 新規	
	代表者の 職氏名		長泉 一郎	法人番号	0123456789012	
			この届出に 係る連絡先	係氏名	給与係 ○○花子	
				電話	055-989-○○○○	

既に長泉町で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号を必ずご記入ください。
長泉町での特別徴収が初めての事業所は「新規」に○をつけ、指定番号事前通知と納入書の欄にも○をつけてください。

◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。

給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	シズ オカ サブ ロウ	普通徴収税額 (年税額)	普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	未徴収税額 (ア)-(イ)	令和	特別徴収開始予定月
氏名	静岡 三郎	円	2 期まで 納付済	円	6 年	10 月分から
生年月日	昭和 平成 47 年 6 月 7 日	60,000		30,000	10 月	(11月11日納期分)
1月1日 現在の 住所	〒411-XXXX 長泉町下土狩○番地				1 日	特別徴収を開始します。
現在の 住所	〒 同上		30,000 円			
異動理由	① 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()		普通徴収分 納税通知書 通知番号	(不明の場合は省略可)		普通徴収 での口座 振替
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお願いください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。					

長泉町では、毎月1回、届いた異動届をもとに変更の通知を送送します。(月末は、原則、15日までの到着分の通知を翌月初旬に送送します。)事務処理上、早めに新規の指定番号・月割額を確認したい場合は、「要」に○をつけてください。
(※正式な通知ではなく事前の電話連絡となりますのでご了承ください。)

通知発送前の 月割額のお知らせについて ※電話による口頭でのお知らせ	要・不要
	※必要な場合 連絡日 11月1日まで

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名		
			個 人 番 号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											電 話	内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日	異 動 の 事 由 1. 退 職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. そ の 他 (事由・理由)		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)					
	氏 名				月から		月から							年			
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日			月まで		月まで							月			
	個 人 番 号													日			
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所	〒															
異 動 後 の 住 所			円		円		円										

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属													
	フリガナ												氏 名											受 給 者 番 号		
	氏名又は名称												電 話	内線 ()										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から番号 を記入	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため 右から番号 を記入	※市町村記入欄	

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属		
			個 人 番 号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											氏 名		
														電 話	内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日															
	個 人 番 号																
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所	〒															
異 動 後 の 住 所			円	円	円												

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号		
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から番号 を記入	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため 右から番号 を記入	※市町村記入欄	

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属		
			個 人 番 号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											氏 名		
														電 話	内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日															
	個 人 番 号																
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所	〒															
異 動 後 の 住 所			円	円	円												

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号		
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から番号 を記入	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため 右から番号 を記入	※市町村記入欄	

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名		
			個 人 番 号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											電 話	内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日															
	個 人 番 号																
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所	〒															
異 動 後 の 住 所			円	円	円												

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号		
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から番号 を記入	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため 右から番号 を記入	※市町村記入欄	

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名		
			個 人 番 号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載											電 話		
															内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名																
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日															
	個 人 番 号																
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所	〒															
異 動 後 の 住 所																	
			円										円	円			

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受 給 者 番 号	
	フリガナ												氏 名												
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要										

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

				町 処 理 欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																				
(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										
			フリガナ 名 称											法 人 番 号											
			代表者の 職 氏 名											この届出 に 係 る 連 絡 先	係 氏 名										
															電 話										
◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。														指定番号 事前通知	要 ・ 不要		納 入 書		要 ・ 不要						
給 与 所 得 者			(ア) 普通徴収税額 (年税額)		(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		特 別 徴 収 開 始 予 定 月														
フリガナ			旧 姓							令和		月分から													
氏 名				円		期まで 納付済		円		年		(月 日納期分)													
生年月日	昭和・平成 年 月 日									月		特別徴収を開始します。													
1月1日 現 在 の 住 所	〒									日															
現 在 の 住 所	〒																								
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()					普通徴収分 納税通知書 通 知 番 号					(不明の場合は省略可)					普通徴収 での口座 振 替					(不明の場合は省略可) 有 ・ 無				
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。																								

通知発送前の 月割額のお知らせについて ※電話による口頭でのお知らせ	要 ・ 不要	
	※必要な場合	
	連絡日	月 日 まで

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

				町 処 理 欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度								
(あて先) 長泉町長あて 令和 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		新規					
			フリガナ 名 称			法 人 番 号							
			代表者の 職 氏 名		この届出 に 係 る 連 絡 先	係 氏 名							
						電 話							
◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。						指定番号 事前通知	要 ・ 不要		納 入 書	要 ・ 不要			
給 与 所 得 者			(ア) 普通徴収税額 (年税額)		(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		特 別 徴 収 開 始 予 定 月		
フリガナ			旧 姓						令和		月 分 从 来		
氏 名					円		円		年		(月 日 納 期 分)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日				期 まで 納 付 済				年		月 分 从 来		
1月1日 現 在 の 住 所	〒								月		(月 日 納 期 分)		
現 在 の 住 所	〒				円				日		特別徴収を開始します。		
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()					普通徴収分 納税通知書 通 知 番 号		(不明の場合は省略可)		普通徴収 での口座 振 替		(不明の場合は省略可) 有 ・ 無	
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。												

通知発送前の 月割額のお知らせについて ※電話による口頭でのお知らせ	要 ・ 不要	
	※必要な場合	
	連絡日	月 日 まで

町 処 理 欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。
 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

(注) 合併の場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」も、必ず提出してください。

◎送付先 〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
長泉町役場 税務課 住民税チーム(電話 055-989-5506)

年度 町 民 税 特別徴収税額差引簿

町 名			特別徴収人員		年 税 額		月 割 額		特別徴収義務者指定番号	
			人		円 ①		円 ②			
月 割	月 割 額 (ア)	退職所得に 係る徴収額 (イ)	異動又は税額変更による増減		差 引 納 入 額 (ア)+(イ)+(ウ)-(エ)	特別徴収 人 員	異 動 理 由 及 び 氏 名	納 入 期 限		
			増 額 (ウ)	減 額 (エ)						
6 月	① 円	円	円	円	円	人		年 月 日		
7 月	②				③			年 月 日		
8 月	③				④			年 月 日		
9 月	④				⑤			年 月 日		
10 月	⑤				⑥			年 月 日		
11 月	⑥				⑦			年 月 日		
12 月	⑦				⑧			年 月 日		
1 月	⑧				⑨			年 月 日		
2 月	⑨				⑩			年 月 日		
3 月	⑩				⑪			年 月 日		
4 月	⑪				⑫			年 月 日		
5 月	⑫							年 月 日		
合 計										

特別徴収義務者の控えとしてご活用ください。

町より変更通知が送達された場合は月割額（税額の現計）を照合してください。

6、7月分月割額の増減は本表上段の月割額に対する増減を、8月分以降は前月に対する増減を記入してください。
退職・転勤等の異動があったときは、「給与所得者異動届」を提出してください。